
*
* [令和7年度版] *
*
* 融資の御案内 *
*
*
*
*

- 石巻市中小企業融資あっせん制度（一般資金）
- 石巻市中小企業融資あっせん制度（災害対応資金）
- 石巻市小企業小口融資あっせん制度

————— 石巻市 —————

産業部商工課（TEL 0225-95-1111）

石巻市中小企業融資制度（一般資金）の御案内

石巻市では、市内中小企業者の皆さんに融資のあっせんを行っています。（間接融資）

○融資対象者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ、市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税を完納し、かつ、債務の全部を弁済できると認められる方

○融資条件

[資金使 途] ・運転資金 ・設備資金 ・運転資金及び設備資金の併用

※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可

[貸付限度額] 1企業 2,000万円以内

[償 還 期 間] 運転／7年以内、設備／10年以内、併用／7年以内（据置1年以内）

[貸 付 利 率] 1年以内のもの 1.5%、1年を超えるもの 1.9%

[連帯保証人] 宮城県内に居住し市町村税及び国民健康保険税を完納し、債務の全部を弁済できると認められる方

(1) 法人の場合は、当該法人の代表者個人（ただし、宮城県信用保証協会及び取扱金融機関が認める場合はこの限りではない）

(2) 個人の場合は、原則として不要

※経営者保証に関するガイドラインによる。

[信 用 保 証] 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。

※保証料の50%を市が補給します。

○必要書類

①石巻市中小企業融資あっせん申込書

②保証料補給金交付申請書

③住 民 票 の 写 し 本人及び保証人 各1通

④市税完納証明書 本人及び保証人 各1通（市民税課等の窓口で証明を受ける必要があります。）

⑤国保税関係証明書 本人及び保証人 各1通（法人は保証人がいる場合のみ必要。）

（保険年金課等の窓口で証明を受ける必要があります。）

⑥履歴事項全部証明書 法人の方 1通

⑦決算書又は確定申告書 2期分

⑧見 積 書 設備資金として利用される方 1通

⑨理 由 書 設備資金として営業車輛を購入される方 1通

※宮城県信用保証協会に提出する「信用保証委託申込書」等の書類も併せて提出願います。

石巻市小企業小口融資制度の御案内

石巻市では、事業資金を必要とする市内の小企業者（従業員数 20 人以下。ただし、商業・サービス業は 5 人以下）の皆さんに無担保、無保証人で融資のあっせんを行っています。（間接融資）

○融資対象者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ、市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在中小企業融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる方

○融資条件

[資金使途] ・運転資金 ・設備資金 ・運転資金及び設備資金の併用

※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可

[貸付限度額] 1 企業 350 万円以内

[償還期間] 運転／5 年以内、設備／7 年以内、併用／5 年以内（据置 6 ヶ月以内）

[貸付利率] 1 年以内のもの 1.45%、1 年を超えるもの 1.85%

[連帯保証人] 不要

[信用保証] 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。

※保証料の 100% を市が補給します。

○添付書類

- ①石巻市小企業小口融資あっせん申込書
- ②保証料補給金交付申請書
- ③住民票の写し 本人 1 通
- ④市税完納証明書 本人 1 通（市民税課等の窓口で証明を受ける必要があります。）
- ⑤国保税関係証明書 本人 1 通（保険年金課等の窓口で証明を受ける必要があります。） ※法人の場合は不要です。
- ⑥確定申告書 2 期分
- ⑦見積書 設備資金として利用される方 1 通
- ⑧理由書 設備資金として営業車両を購入される方 1 通

※宮城県信用保証協会に提出する「信用保証委託申込書」等の書類も併せて提出願います。

≪ 注意 ≫ 対象とならない主な業種

〔 農業、林業、漁業、社会保険・社会福祉事業、金融業、娯楽業、政治・経済・文化団体、社会的に批判を受けるおそれのある飲食店 〕

石巻市中小企業融資制度（災害対応資金）の御案内

石巻市では、激甚災害等により直接的被害を受けた市内の中小企業者の皆さんに、融資のあっせんを行います。（間接融資）※この制度は、市内に災害が発生した時に市長が指定することにより利用できます。

○融資対象者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ、市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）及び国民健康保険税を完納している方
- ・令和2年度まで実施した制度融資「石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）」の債務残高とこの制度融資希望額の合計が2,000万円以下であること。
- ・現在小企業小口融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・激甚災害や災害救助法が適用された災害の発生により、被災証明書の交付を受けている方

○融資条件

[資金使途] ・運転資金 ・設備資金 ・運転資金及び設備資金の併用

※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可

[貸付限度額] 1企業1,000万円以内 [償還期間] 10年以内（据置1年以内）

[貸付利率] 1.5%

[連帯保証人] 宮城県内に居住し市町村税及び国民健康保険税を完納し、債務の全部を弁済できると認められる方

(1) 法人の場合は、当該法人の代表者個人（ただし、宮城県信用保証協会及び取扱金融機関が認める場合はこの限りではない）

(2) 個人の場合は、原則として不要

※経営者保証に関するガイドラインによる。

[信用保証] 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。

・保証料の50%を市が補給します。

・利子の100%を市が補給します（3年に限る。）。

[取扱期間] 災害が発生した時に市長が定める。

○必要書類

①石巻市中小企業融資あっせん申込書

②保証料補給金交付申請書

③被災証明書（資産税課の窓口で証明を受ける必要があります。）

④住民票の写し 本人及び保証人 各1通（続柄の記載があるもの）

⑤市税完納証明書 本人及び保証人 各1通（市民税課等の窓口で証明を受ける必要があります。）

⑥国保税関係証明書 本人及び保証人 各1通（法人の場合は保証人のみ。）
（保険年金課等の窓口で証明を受ける必要があります。）

⑦履歴事項全部証明書 法人の方 1通

⑧決算書又は確定申告書 2期分

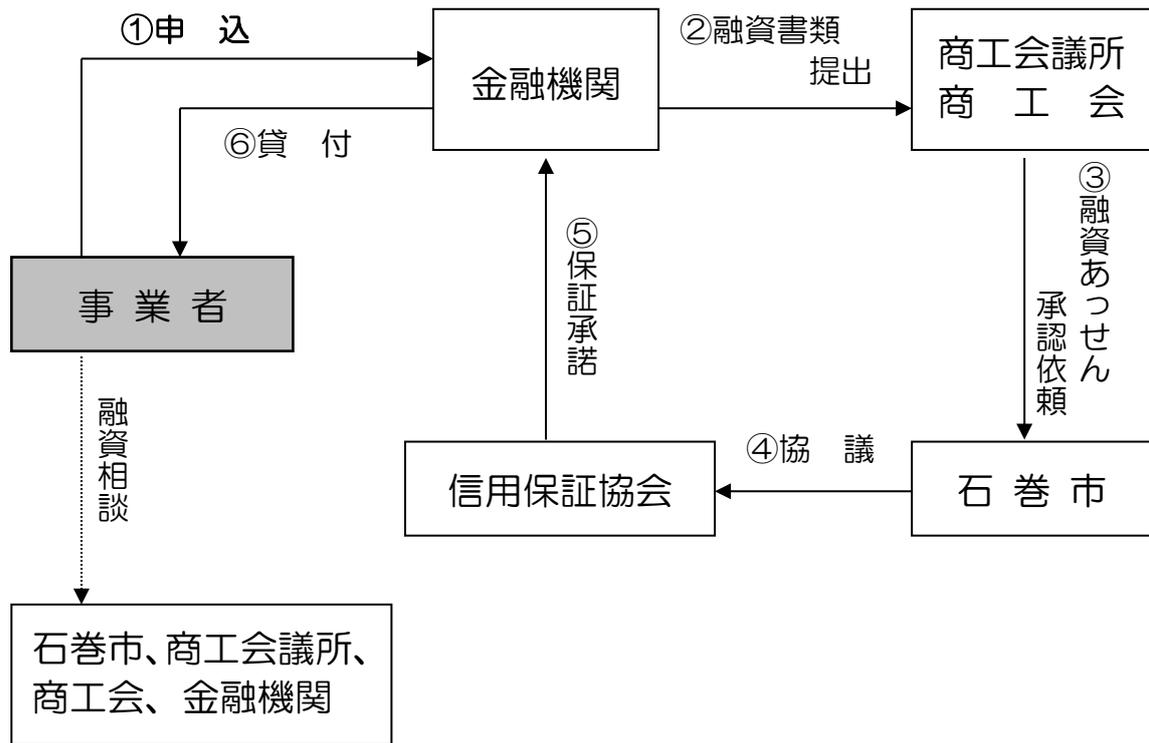
⑨見積書 設備資金として利用される方 1通

⑩理由書 設備資金として営業車輛を購入される方 1通

※宮城県信用保証協会に提出する「信用保証委託申込書」等の書類も併せて提出願います。

※同一年度内に複数の災害が発生した場合、貸付限度額の上限に変更はありません。また、令和2年度まで実施した「石巻市中小企業融資制度（災害関連枠）」の債務残高とこの制度の貸付額との合計額が2,000万円を超える場合は、利用できません。

○ 手続きの流れ



【取扱金融機関（申込先）】

- 株式会社七十七銀行
- 株式会社仙台銀行
- 石巻信用金庫
- 石巻商工信用組合
- 株式会社東北銀行
- 株式会社北日本銀行
- 株式会社岩手銀行

【お問い合わせ先】

- 取扱金融機関
- 石巻市商工課
- 石巻商工会議所
- 各商工会